



(損保版)

第1～4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区朝本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2420円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2023

シンニチ保険Web
www.shinnihon-ins.co.jp
購読者専用バックナンバー
閲覧パスワード
Respect
2023年12月4日 AMまで
※偶数月の第一日曜日正午ごとに変更

自筆証書遺言書保管制度の周知を

埼玉代協 自筆証書遺言書に関するセミナー開催



田村氏

埼玉代協(塩野忠会長)は10月5日、大宮ソニックシティ(埼玉県さいたま市)で自筆証書遺言書に関するオープンセミナーを開催した。さいたま地方方法務局の担当者や遺言書に詳しい弁護士を講師に招き、代協会員や一般生活者が2020年7月にスタートした「自筆証書遺言書保管制度」の概要、作成方法等について知見を深めた。

開催に先立ち挨拶した塩野会長は、埼玉代協の活動を紹介するとともに、特定修理事業者に言及し注意を喚起した。

第1部はさいたま地方方法務局供託課の田村好弘氏が「自筆証書遺言書保管制度のご案内」と題して講演した。同制度は、自筆証書遺言書を法務局が保管するというもので、「安心」「簡単・安価」「親切」な制度。これまで「自宅」で保管されることが多かった自筆証書遺言書の問題点(改ざん、相続人に発見されない等)を解消し、費用面でも保管手数料1件3900円と公正証書遺言書と

自筆遺言書も法務局で保管
R5年6月時点で
9.5千件の申請

比較して安価な点が特徴だ。

保管可能な遺言書は、民法968条の自筆証書遺言書であると同時に同制度の様式で作成する必要もある。保管申請の手続きは、遺言者本人が必ず遺言書保管所の法務局へ出向かなければならず、認知症や自筆困難者、外出が困難な人は手続きができないため、公正証書遺言書等を活用した方が良いという。

自宅等で保管する自筆証書遺言書や公正証書遺言書との大きな違いは、死亡後の通知制度。同制度では、遺言者の死亡事実が確認できた時に事前に遺言者が指定した3名に遺言書が保管されている旨を通知する。

また、相続人等が遺言書を開覧したり、遺言書情報証明書の交付を受けたたりした場合にも

他の相続人等全員に対して遺言書の保管を通知する。相続人等に遺言書の内容が確実に伝わる仕組みになっている。

田村氏は、制度の概要や作成する上での注意点、遺言書の変更といった遺言者の手続きのほか、相続人等の手続き方法を説明した。遺言書を遺言者が増加しているものの、「令和5年6月時点で9500件の申請があった。まだ浸透していないのが現状」と述べ、保険営業の際にも制度の周知をしてほしいと呼びかけた。

第2部は「弁護士から

見た遺言書の作成」をテーマに、弁護士法人てんとうむし法律事務所の虫鹿隆志弁護士が講演。自身の遺言書作成の経験を踏まえ、「弁護士としては、遺言の内容を公証人が作成してくれる公正証書遺言書を推奨する」とする一方、自筆証書遺言書は「指定者通知を利用できる点だけでも十分な価値がある」と法務局に預ける安心等のメリットを挙げた。そのうえで、具体例を交えながら、遺言書作成のポイントを説明した。

それぞれの講演後に質疑応答の時間が設けら

れ、一般参加者からも多くの質問が寄せられた。